

～「滋賀県環境学習等推進協議会」の委員を公募します～

滋賀県では、平成28年3月に策定した「第三次滋賀県環境学習推進計画」にもとづき、環境学習に関わる多様な主体により構成される「滋賀県環境学習等推進協議会」（以下、「協議会」とします。）で議論をいただきながら、持続可能な社会づくりの実現をめざした環境学習を推進しています。

協議会の委員任期満了に際し、県民の視点からの助言等をいただくことを目的に、次期委員のうち1名を、次のとおり公募します。

◆ 滋賀県環境学習等推進協議会とは

環境学習について県民を挙げて取り組むため、環境学習に関わる多様な主体からお集まりをいただき、平成26年10月に設置した協議会です。環境学習の推進に係る計画の改定に関する協議や、計画の進行管理・連絡調整、琵琶湖博物館環境学習センターの企画運営への提言、その他環境学習の推進にあたって必要な指導助言等を行っていただくことを所掌事項としています。

◆ 委員の仕事

- ・年間に3回程度開催される協議会に出席いただき、県民の視点から上記の所掌事項にかかる議題について、意見・提言・支援等をいただきます。
- ・協議会にご出席いただいた場合には、県の規定に基づき謝礼と交通費をお支払いします。

◆ 委員の任期 委嘱日から平成32年9月30日まで

◆ 応募の資格

- ・県内に在住、在勤または在学している方で、年齢が満18歳以上（平成30年10月1日現在）であること。
- ・環境学習に関心があり、県政への参画・行政との協働に熱意があること。
- ・平日に行われる会議に出席することができること。
- ・暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）でないこと。

◆ 募集の人数 1人

◆ 応募の方法

裏面の「滋賀県環境学習等推進協議会公募委員応募書」に必要事項を記入の上、環境学習の課題について、提案や意見等を800字程度にまとめた「意見書」を添えて応募してください。（郵送、E-mailまたは直接お届けください。FAXでは受付しておりません。）

- ◎ 「意見書」は、A4サイズの下書き用紙や便せん、レポート用紙などを利用して作成してください。
- ◎ 「意見書」では、テーマとそれに対する問題意識や関心を簡潔に明記したうえで、提案や意見等を記入してください。
- ◎ 委員は、応募された方の中から、選考会議で選考の上、決定します。選考の結果は、御本人にお知らせします。
- ◎ 応募書と意見書はお返ししませんので御了承ください。
- ◎ 応募書に御記入いただきました個人情報、他の目的に使用しません。

◆ 募集期間 平成30年8月31日（金）必着とします。

◆ 応募先（お問い合わせ）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課
電話：077-528-3453 E-mail：biwako-es@pref.shiga.lg.jp